研究所だより

島村 博



2018年を迎えるにあたり

今年は、政府にとってではなく、ほかならぬ政府故に市民が「内憂・外患」に 見舞われた年でした。

銃後と言い習わした内地にいた人々、 外地と称される戦域にいた将兵らは、あ の暑い夏、「政府の行為によって再び戦 争の惨禍が起こることのないやうに」(日 本国憲法・前文)願い、誓った、それ故 に、敗戦後72年あまり我が国民は他国民 を組織的に殺戮する、あるいは殺戮され るという惨劇とは無縁に生きてこられた のだと思います。

小選挙区制という非民主的な仕組があってのことですが、国民の生命・身体・自由に多大な惨禍を招きよせる政策・外交を展開する政府与党に対して国民は厳しい審判は下しませんでした。言い古された言い方の類ですが、我が国民は1933年を追体験することを欲する選択をしたかに思えます。1933年とは、ヒトラーによる全権掌握の年です。

本年は、プロイセン・ドイツ協同組合 法、フランスの協同組合規範が制定され 150年の記念すべき年です。前者は株式 会社に先駆けて、後者は資本会社と同時 に、準則主義に拠る設立を法認した画期 的なものです。むろん、双方の法律とも、 両国で最初の協同組合法で、準則主義に 拠って協同組合の設立が可能となったこ とは、結社の自由への希求に大きな弾みを与えるものでした。 政党、労働組合、 非営利法人等々の法人が登場し又は放任 される時代が続きますが、注目してしか るべきは、これら組織のガバナンスの仕 組は、実は、協同組合法のガバナンスを 踏襲するものでもあった、ということで す。

プロイセン議会は、当時、盤石な政権 基盤に立つビスマルクに率いられていた ものの、少数野党の提案になる協同組合 法の採択を余儀なくされました。その採 択に先んじて法案推進者より発せられた 言葉は、協同組織は「貧困と持続的に闘 う組織」であって「ドイツ文化の精華」 であるというものでした。

そして、今、20世紀の80年代にはじまった新自由主義の流れは、労働の非正規化、使い捨て労働をごくありふれた姿とし、働く者らの人たるに値する生存を危機にさらしている、ということすら駄辯を弄する仕儀に等しい。

労働者協同組合の法制化の必要が意識に登り、それが具体的な運動となって現れ、続けられてきた期間は、まさしく、新自由主義への対抗観念とは労働者協同組合であるとの観念の生成、発展の期間に当たります。労協運動は、人たるに値する生活と調和する労働条件の下での働き方を協同組合として組織し、それを協同して就業規則に定め、組合秩序を協同

で形成する市民の取組で、働く者を労働力というモノの担い手としか扱わない新自由主義と正面から対抗するからです。 それは、自ら、そして己の労働力を資本を保有する他者に商品として売り渡さなくとも、つまり、商品=貨幣関係におのずと規定される従来型の労働者としてではなく、働く者らの協同した力で自己を社会的に実現することを可能とする仕組だからです。

労協運動で一歩たりとも引き下がれない原則とは、人たるに値する生活と調和する労働条件の下での働き方というものであり、こうした労働条件は働く者らが協同して決める、というものです。

最賃を満たせないことを価値とした

り、それを働き方の高貴さ等に例える言いようは、他人の資本の下で働かざるを得ない人々の労働ダンピングに加担することであり、多年にわたり労働運動、社会運動が歴史的にかちとってきた成果を愚弄し、冷笑する高踏的態度にほかなりません。そうした態度がとれるのは、意識とは存在の意識であるとの認識に照らすと、実は、自ら働く必要のない階層なければこそと言わざるを得ない。

ともあれ、法制化運動は法骨子案の最終的彫琢の局面にあり、さればこそ、協同労働の本義を固く守り、他者資本の下で働かざるを得ない全ての人々との連帯に自覚的であらなければならないと、改めて思いを致す次第です。